

脳血管内治療における救急医療体制（病院前救護）運用協議会設置要綱

（目的）

第1条 脳血管内治療を必要とする患者を迅速に脳血管内治療の実施可能な医療機関へ搬送できる救急医療体制（病院前救護）を推進するため、脳血管内治療における救急医療体制（病院前救護）運用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（意見交換）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 脳卒中病院前救護システムの運用に関すること。
- (2) 脳卒中病院前救護システムの効果検証に関すること。
- (3) その他脳血管内治療における救急医療体制（病院前救護）に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる関係機関の代表者、学識経験者その他市長が必要と認める者の中から、市長が依頼する。

- (1) 広島市域の各医師会
- (2) 広島市域の医療機関
- (3) 広島市健康福祉局保健部
- (4) 広島市消防局

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、委員の互選により、会長1人を置く。

2 会長は、協議会を進行する。

3 協議会に副会長1人を置き、会長が委員の中から選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

4 協議会において、市長は、必要があるときは、委員以外の者に報告又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、広島市健康福祉局保健部医療政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。